

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第24号

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市福祉医療費助成条例施行規則（昭和48年赤穂市規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号の2までの規定中「被保険者証（令和6年12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなり、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書が交付されます。）」を「マイナ保険証や資格確認書等の保険資格が確認できるもの」に、「マイナ保険証を提示した」を「オンライン資格確認ができる」に、「証明書料等」を「証明書料、先発医薬品の特別の料金等、」に改める。

付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。